

令和4年度 篠田学術振興基金助成研究

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター

第18号 目次

巻頭言	十一兼題と十七兼題の再考 (板井 正斉)	…… 1	
寄稿	篠田学術振興基金助成研究「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」3年間を振り返って		
寄稿①	新田 均 …… 2	寄稿② 櫻井 治男 …… 2	寄稿③ 冬月 律 …… 3
寄稿④	尾崎 剛志 …… 5	寄稿⑤ 小平 美香 …… 6	寄稿⑥ 藤本 頼生 …… 6
寄稿⑦	岩瀬 真寿美 …… 7	寄稿⑧ 金田 伊代 …… 8	寄稿⑨ 大井 智香子 …… 9
研究ノート	戦前期における「皇室と社会事業」に関する史的 research (修史事業) について (田浦 雅徳)	……12	
調査報告	福島県における恩賜田、恩賜林に関する調査報告 (宮城 洋一郎)	……16	
業績紹介	『世界のミリタリーソーシャルワーク (軍事と退役軍人研究)』 (中野 一茂)	……22	
報告	令和4年度 第2回研究会 (櫻井 治男)	……23	

巻頭言 十一兼題と十七兼題の再考

板井正斉 (皇學館大学教授)

明治維新後の神道をめぐるドラマティックな変化を個人的な関心に引き付けて「神道的価値観の言語化の試み」と見ると、その端緒には明治四年の「教則三条(三条の教憲)」とともに明治七年の「十一兼題」と「十七兼題」を挙げられる。教則が大教宣布運動の担い手である教導職の一般国民への説教方針であり、兼題は教導職の採用試験課題・修養準則としてまとめられた。特に兼題は、「単に神道教学の解説に止らず、実に治国の要諦に関する広範なる課題を含んである」(『改訂・神道教化概説』58頁) 点に特色を持つ。その上で十一兼題は「平田神道の教説に当る説教の指導要領」であり、十七兼題は「近代国家の国民の常識」とも整理される(同書57頁)。さらにいずれも解説書が多く出版されている。辻善之助によるとその数は主要なるものだけでも教則48点、兼題35点に上る(『明治仏教史の問題』176～196頁)。ところが解説書類の研究は必ずしも十分ではないようだ。それでも先行研究

の中では兼題の解説に復古的記述と非復古的(開明的)記述の組合せを指摘しているのは興味深い(大林正昭「十七兼題の制定経緯とその特色」『広島大学教育学部紀要』)。時を同じくする「恤救規則」に福祉の淵源をたどりつつ、兼題の解説書に果たして当時共有される課題との接点を見いだせるのだろうか。本研究会の議論に学びながら自身の研究関心の一つとしたい。



酒井最正著『十七兼題略記』
明治七(1874)年、皇學館大学附属図書館所蔵

寄稿①

篠田学術振興基金助成研究「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」の3年間を振り返って

新田均（研究代表者・皇學館大学
現代日本社会学部教授）

皇室と福祉研究会は、現代日本社会学部の教員を中心に、社会福祉学部設置の際の「神道福祉」研究を構築するという目的を継承しつつ、それを拡大して皇室を中心とした日本の社会事業の総体を明らかにするために研究活動を続けてきた。

篠田学術振興基金の助成を受けた「近現代日本における皇室の福祉事業に関する基礎的研究」（平成25年度から27年度まで）を皮切りに、「近現代日本における皇室と災害支援事業に関する基礎的研究」（篠田学術振興基金の助成、平成28年度）のテーマで研究を進め、さらに科研費の助成を受けて「近現代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」（平成29年度から令和元年度まで）を行い、三度、篠田学術振興基金の助成を得て「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」（令和2年度から令和4年度まで）を進めた。

直近の令和2年度から令和4年度までの研究では、明治維新以降、先の大戦終結までの戦前期を中心に、皇室・政府・宗教が、「福祉事業」の内容形成にどのような関わりを有し、その具体的な活動展開に如何なる役割を担ってきたのかを、組織や人物、事業内容に焦点を当てて明らかにすることを目指した。その成果として、明治から昭和前期までの「皇室福祉年表」を完成し、海外の研究者も含めた学内外の研究者ネットワークを構築することが出来た。

私自身も、昨年8月の研究会で、遠藤興一著『天皇制慈恵主義の成立』（学文社、2010年1月）と河西秀哉著『近代天皇制から象徴天皇制へ―「象徴」への道程―』（吉田書店、2018年2月）についての研究報告

を行ったことで、社会福祉史において皇室による慈恵救済を継続して取り上げるようになったのは大正中期以降の傾向だったことと、世界の君主制が消えていった第一次世界大戦後の時代への対応の一つとして、皇室による社会事業が注目されるようになったことが理解できた。

こうした点を踏まえて、日本近代における社会事業の発達と諸課題を検証する上で重要な時代でありながら、研究蓄積の少ない大正デモクラシー期に焦点を当てて、「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」とのテーマで篠田学術振興基金の助成を申請したところ、採択されることとなった。来年度から始まるこの研究においては、①君主制国家が消滅していく中で、皇室は福祉事業とどのように向き合おうとしたのか。②軍隊と福祉事業の展開とはどのような関係にあったのか。③地域文化と社会事業との関連性はどのようなものだったのか。④神道や諸宗教の関係者はどのように社会事業に関わったのか。⑤海外領土や欧米における社会事業はどのようなものだったのか、などの問いに答えることを目指す。

寄稿②

3か年の研究活動を振り返って

櫻井 治男（皇學館大学名誉教授）

令和2年度から3か年、篠田学術振興基金を受け、新田均教授を代表として新たにスタートを切った研究であるが、新型コロナによる影響は思いのほか厳しい状況で、研究を計画通り進めるには困難さを多分に伴った。本研究における筆者の役割は、①研究推進の統括、②『恩賜録』の分析とデータベース化、③地方行政文書・朝鮮総督府文書等の資料的研究、④研究

者コミュニティの形成の4つとなっているが（本ニューズレター11号、令和3年2月）、いずれも共同研究を主眼とする上でのことであり、十分な成果内容を伴うところではない。特に共同調査の実施、調査予定先への訪問ができないなど、研究推進を阻害する社会状況に苦慮する点も多かった。

そこで、筆者としては、（1）「恩賜金」にかかる研究の推進や支援、情報交換への関与、（2）自己が単独で行動できる範囲での個別課題研究という2点を中心に行なってきた。（1）については、その一端として宮城洋一郎先生と、国内移動が緩和されていた令和4年10月、福島県における恩賜田・恩賜林の旧跡探訪を実施し、地域社会における恩賜金受容状況を踏まえた経緯の解明と調査の重要性を確認した意義は大きいと考えている。このような観点での歴史的研究が当研究会においても続くことを願っている。

（2）については、かねてより把握しておきたいと考えてきた神職の福祉にかかる社会的活動のあり方の問題である。宗教・宗教者の福祉活動という点については、神社神道の領域はその姿が「薄い」「見えない」とはこれまでも指摘されてきた。また、神社が国家の管掌下にあった第2次大戦終結前の時代には、いわゆる神社の「宗教活動」が制限されていたという状況等を視野に入れておく必要はあるが、大戦後はむしろ「宗教」（宗教法人）としての「布教」という役割への注目や自覚が神社神道において意識が高まっている。また、神社神道の基盤が地域社会の人々の生活と結びついた関係性に特徴を持ち、意識して取り上げられないことも要因として考えられる。

このような状況を踏まえ、研究期間中に筆者は、皇室との関係が緊密である伊勢神宮の神職による、戦後の社会活動について検証を試みこととした。その成果は、本ニューズレター12、14、16各号において報告を行なった。ここでいう活動の内容は、具体的には当時の神宮の若手神職が発起し、三重県内の戦後開拓地農村へ行った「慰問」のことで、それら訪問先の地域が現在どのようになっているのか、また神宮との関係がその後どのような形で存在しているのかなどを確認する作業である。しかしながら、80弱の開拓地農村の「その後」を全て確認するのは、数が多く、またかなり入植後に変化（廃村など）しており困難で、これについては継続的に情報を集め、今後の研究進展のためにデータを残すという作業を中心に進めた。

ことは伊勢神宮だけではなく、既述のように、全国神社、あるいはその組織体が戦前、戦後において福祉活動との接点をどこに見出してきたのかの明確化は、皇室・宗教・福祉の関係性を明らかにする上で、今後とも重要課題であると考えている。

寄稿③

皇室と福祉研究会の3年間を振り返る

冬月 律

（モラロジー道德教育財団・主任研究員）

本研究会において、私は主に「日本統治時代の朝鮮における皇室の福祉事業の実践」にかかわる研究に従事する一方で、韓国の研究者による恩賜金研究プロジェクトチーム（以下「韓国研究チーム」と称する。）との共同研究にもかかわってきた。この韓国研究チームとの研究交流およびメンバーの研究成果は本研究会のニューズレターにおいて数回紹介した。とくに、令和元年から4年度まで「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」をテーマに取り組んだ研究成果は、令和2年2月5日・6日両日に開催した「皇室と福祉研究・国際ミニ研究集会」において韓国研究チームによる研究報告があり、活発な議論がなされた。しかしながら、それ以降コロナ禍の影響により今日まで本研究会との研究交流がまったく行えなかった。

令和2年度より新たに「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」をテーマにした研究がスタートしたが、コロナ禍の影響が想像以上に長引き、筆者の計画していた「朝鮮における恩賜金研究」も韓国研究チームとの共同研究で進める予定であったため、やむを得ず中断せざるを得なかった。ただ、不幸中幸いなことに、中断期間中でもSNSやメール等で韓国研究チームメンバーの個別研究の進捗状況を知ることができており、互いに資料を共有するなどの個人レベルでの研究協力はできたため、以下ではその成果の概要を示すことで3年間の取り組みの報告とさせていただきます。

筆者の関心は近代日本における植民地社会事業の研究、とくに植民地時代の朝鮮における社会事業に恩賜

金がどのように使われたのか・かかっているのか、という点にある。本研究会で行われた韓国研究チームの報告でも言及されてきたが、朝鮮の場合、皇室からの御下賜金や恩賜金のほとんどは産業奨励の名目で使用されていた。むしろ、災害・救恤でも活用されたが、その実態を明らかにするための(史)資料(朝鮮総督府『朝鮮地方財政要覧』1941年版、新聞記事など)のほかに、授産事業の設置と運営状況も合わせて把握することが運用の全体像を捉えるのに有効であると考えられる。とくに、筆者は朝鮮における恩賜事業(工業、養蚕業、農業、水産業、製炭業関連の伝習所設置・運営、教育、凶歉救済など)の主導権が中央から地方へ推移していく、運用の転換期ともいえる1930年代に注目している。授産事業についてはすでに韓国研究チームの研究蓄積があるので、共同研究を通じてさらなる研究を進めていきたい。具体的には、近年の韓国地方税研究院でリリースした報告書『日帝強占期朝鮮地方税研究』(2015年)や社会福祉実践の発達史などの情報を収集し、分析を行う。つまり植民地時代の朝鮮において展開された多様な社会福祉事業(恩賜金罹災救助基金管理規則、朝鮮水難救護令などの社会福祉実践関連法に基づく社会事業)は、終戦後廃止されたとはいえ、現在韓国の生活保護事業、老人保護事業、児童保護事業等において現代的意味での社会福祉実践の胎動であった点への議論にも留意しながらさらなる研究に臨みたい。

ちなみに、韓国研究チームのリーダーである金仁鎬先生の近年の研究のうち、本研究に関連するものと

して、韓国近代の京城恩賜授産場に関する研究があり、韓国の関連学会で研究報告されている。主な内容は、恩賜金によって創設された授産場の現況をはじめ、1920年代以降どのように衰退していったか(その過程)に関して史資料をもとに詳細な分析・考察を行なっている。また、これまで中央主導であった授産場などの恩賜事業が1930年代以降になると地域別に展開されていくが、その点についての研究も進めている。2月に開催予定の皇室と福祉研究会では、その内容についてご報告いただく予定である。

他方、嬉しいことに、昨年12月26日に、オンラインではあったが、おおよそ3年ぶりに金先生と再会し意見交換会を行うことができた。

意見交換会では、櫻井先生による本研究会の進捗状況に続き、金先生およびチームメンバーの研究状況についての報告があった。そして、本年2月に開催予定の「皇室と福祉研究会」の打ち合わせも行った。

当日体調不良の金先生にも最後まで付き合っただき、久しぶりに話し合いができたことは、活気を失いつつある本研究会の国際交流研究に再び火を灯してくれる予感がした。また、金先生のご好意により、若手研究者朴振緒(パク・ジンソ)氏の紹介もあった。

本研究会では、これまでに産業面での恩賜金とのかかわりに関して注目してこなかったとする櫻井先生のご指摘を踏まえ、その方面に新たな視座を与えてくれる期待を込めて、本稿の最後に朴氏のプロフィールを紹介しておきたい。



写真
2022年12月26日の意見交換会(左上から時計回りで筆者、櫻井先生、朴先生、金先生)

朴氏は、現在ソウル大学校国史学科の博士課程に所属しており、主な研究領域は、労働災害（産業災害）、職業病、災害扶助、社会保険。また、日常的な空間で発生する事故や災害、公害問題にも関心を持っている。具体的には、植民地時代の韓国人が作業現場で事故にあったり、病気になった際、これに対する扶助（補償）などがどのような形式でなされたかを明らかにしたいと思っている。その様相は内地（日本）と外地において異なることは当然であるが、このような違いをより多様な側面から明らかにする。これに関しての論文「総動員体制期（1939~1945）強制動員朝鮮人労務者対象災害扶助の淵源と様相」（『韓国学研究』第67輯、2022）は、朝鮮には公式的な制度がほとんどなかったが、内地には扶助や保険制度が整っており、強制動員をはじめとする公式的な経路で内地に入る朝鮮人にもその制度の適用を受けられていたという内容である。氏が特に興味を持っている制度は健康保険と年金保険であり、現在は主に炭鉱労働者を中心に調べているが、それに類似する特殊職種、例えば船員や医療従事者などに提供されていた扶助や保険制度にまで関心を広げていく計画である。これには、1919年のILO（国際労働機関）創設以来、日本が批准していた各種条約と勧告との関連性も含まれると考えている。さらに、上の論文と同様に、強制動員労務者に関する研究、つまり彼らが遭遇した事故に対して原因分析の実態と、これに関して事故に対する処遇が不利に作用する傾向があるという点に注目した研究にも取り組んでいる。

寄稿④

3年間の研究、途中経過について

尾崎剛志（皇學館大学現代日本社会学部助教）

この3年間の研究では、NL17号に掲載した「更生保護における天皇や皇室の関わりについての試論」で考察を行ったこと、形にはできていないが「神社と社会福祉事業～保育事業を中心に～」として、特に兵庫県において明治時代に取り組みされた事業の研究、また民話の中で障害者がどのように扱われてきたのかを研究として行った。

今回は、まだ発表をできていない「神社と社会福祉事業～保育事業を中心に～」の途中経過について触れたいと思う。

これまで、日本において神社や神道が社会事業・社会福祉事業とどのように関わってきたのかについて、仏教やキリスト教と比較すると、多くの研究がなされているとは言えない状況にある。この背景には他の宗教と比較して、日本における神社や神道の特異性があると考えられる。神社や神道（特に国家神道と呼ばれるもの）については、天皇や皇族との繋がりがあると見られることがある。天皇は先の第二次世界大戦までは“現人神”として日本の統治をしていると考えられ、時の政府も国民にそのように教えてきた背景から、天皇と神社・神道との結びつきが強いと考える人が多いのではないだろうか。また神社そのものは地域の精神的拠り所としての機能を求められていたものの、積極的かつ直接的に貧困者救済や児童の保護、障害者への支援などを行うことは見られなかった。そもそも神社や神道が他の宗教と異なり、救済という機能を持っていなかったことが考えられる。

そのような背景の中で、兵庫県では明治37年に日露戦争が激化する中、軍人遺家族を対象にした「神戸市婦人奉公会」の活動の一つとして、葦合地区の小野八幡神社と生田地区の佛通寺において児童保管所（後に児童保育所）が設置される。この児童保管所の設置を主導したのが生江孝之であるとされている。小野八幡神社では当時の資料は一切残っておらず、戦争や震災によってすべて焼失をしているとのことで、神社が敷地を解放した経緯などについては一切不明な状態である。その後、児童保育所は湊川神社や複数の寺院にも設置をされている。なお、神戸市婦人奉公会はその後解散をし、財団法人戦役記念保育会が新たに設立され、保育所運営を引き継ぎ、現在も社会福祉神戸保育会として保育施設の運営を行っている。湊川神社については、そもそも祀られているのが忠臣の代表的な人物である楠木正成であり、戦争との関わりが非常に深いと言える。実際に「神戸市在郷軍人会本部」が湊川神社にあったとされていることから、湊川神社に設置されるに至った背景を調べ、神社が社会福祉事業をどのように理解していたのかということについて研究を進めていきたい。

寄稿⑤

3年間で振り返って

小平美香（学習院大学・学習院女子大学
講師（非常勤）、天祖神社宮司）

近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会にメンバーの一員として参画させていただき、これまで「女学」というキーワードをもとに、明治期の皇室、とりわけ皇后と女子教育、慈善活動との関連について考えてきた。草創期の女子教育を受けた女性たちが皇后を模範として福祉活動に取り組む事例として、渋沢栄一の長女・穂積歌子の日記をとりあげ、平成31年に本研究会で報告し諸先生方からご指導を頂いた。この歌子の慈善に関する報告をもとに、令和3年10月に「近代の女性を対象にした社会教育—穂積歌子の慈善活動の例から—」と題し、社会教育としての慈善活動について、公益財団法人モラルロジー—道德教育財団によるモラルサイエンス・コロキウム「近代社会教育の実践と実態」で発表させて頂く機会を得た。これらの発表等を通して、慈善事業をはじめとする皇后の諸活動をさらに「国民教化」との関わりという観点から検討して、今後近代の皇后研究へも展開できたらと考えている。

令和4年8月に開催された研究会では、「明治期にみる神職の慈善救済—『女子道』を中心に—」と題して、山口県二所山田神社の神職・宮本重胤の慈善活動について報告させて頂いた。皇室の慈善と諸宗教の慈善活動が、明治期の神社神職の活動に強く影響を及ぼしていることが機関誌『女子道』から読み取れた。資料を読む作業を通して、新聞・雑誌などのメディアにも目を向けると、歴史に埋もれている神職の慈善をはじめとする地域活動の実態もさらに明らかになるのではないかと感じた。

またこれまで東京都神社庁教学委員会「女子神職研究部会」の委員として、草創期の都内女子神職の聞き取り調査を行ってきた。聞き取り調査の中では、東京駅での戦没者遺骨引き取りあたって慰霊祭を奉仕し、あるいは各社にあがった鏡餅をリヤカーで集めて都内の孤児院や、保育園、少年院に寄贈した話など、女子神職たちが福祉活動に深くかかわっていた話が大変印象的であった。本研究会での学びから、皇后や女性皇

族を模範とした明治期の女性や神職の慈善活動が、戦後草創期の女子神職や婦人会など神社界の女性たちの福祉活動にも継承されていると考察することができた。この皇室を模範とした神道教化としての慈善事業と女子神職の関連については、「神社神道における神まつる女性たちの歴史」（『神社における女性のあゆみ—東京都神社庁設立七十五周年記念』東京都神社庁、2022）のなかでふれた。皇室と福祉事業に関する研究を通して、さらに現代の神社や神職における社会福祉活動のありかたを考え実践にも活かしていきたい。

寄稿⑥

—3か年の研究活動を振り返って 「神社の社会事業」をテーマに

藤本頼生（國學院大學）

この3年間の研究活動について、現状の研究活動も含めて報告したい。

本研究事業で筆者は、主に「神社の社会事業」をテーマに研究を続けてきたが、この3年間ほとくに神宮および皇室とも関係の深い東京大神宮の歴史について関係資料の収集と調査、執筆を行ってきた。その成果としては、令和3年3月の「近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会 ニュースレター」12号に「神社の社会事業とは何か—東京大神宮史の編纂を通じて」を発表したのを皮切りに、その発表に関連して令和3年12月に『東京大神宮ものがたり—大神宮の一四〇年—』（錦正社）を刊行することができ、明治維新以後、伊勢神宮の教化活動や社会事業に深く関連する同宮の歴史について、先行研究なども踏まえつつ論じることができた。また、事業最終年度となる令和4年度についても、同宮の前身にあたる神宮奉斎会、神宮教および神宮教院時代にあたる戦前期の伊勢講、神宮教会、神宮奉斎会関連の史資料の調査収集を重点的に行った。この調査に関連して現在、60年に一度のおかげ年と呼ばれた明治22年の第56回神宮式年遷宮に伴う伊勢参宮運動と皇大神宮御鎮座1900年にお

ける各地の神宮教会と参宮運動について分析、検討を進めているところである。この調査に関連して、戦前期の神職の社会活動、社会教育活動の一端でもある明治3年～明治15年頃までの神官教導職の関連資料と神宮教会、神宮教院との関連についても現在、当時の各地で出された公文書や刊行物について分析・調査を行っているところである。

また、戦後、神社本庁包括下の神職の社会活動・教化活動の一つとして全国の矯正施設（刑務所・少年院等）において、宗教教誨を行う教誨師の活動についても施設における宗教者の「駐在」という観点から歴史的な経緯とともにその待遇面に着目し、研究を行った（「宗教教誨活動における教誨師の施設への常駐と待遇の沿革について—「駐在」・「給与」の語に着目して—」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第15号、令和3年3月）。

最後に、筆者は本研究事業の前身となる科学研究費助成研究の「近代の災害救助支援と政府・皇室・宗教の役割に関する実証的研究」に引き続き、微力であるが本研究事業に携わることができたこと、大学当局ならびに研究代表者の新田均先生をはじめ、お世話になった先生方に心より感謝申し上げたい。前身の研究事業で発表の機会を頂戴した宮澤軍三郎の事例（大正期の関東大震災の復興救済活動に尽力した長野県の篤志神職）のように、今後も研究活動を通じてあらためて近代以降に社会貢献活動を行った神職の篤志的な福祉活動の一つずつであるが掘り起こし、その活動の意義や活動に至るまでの経緯、大切さをより多くの人々に伝えていきたいと考えている。

その一方で研究の上で課題となる点は、そうした戦前期の篤志的な社会活動を行った神職の足跡を調査するにあたって、当該神職の日記等、纏まった一次史料等が少なく、戦後75年余を経た現在、当該人物の親族ら関係者への聞き取り調査等も困難であることである。そのため、あらたな戦前期の篤志神職の事例の発掘とともに、関連する二次資料等の史資料の博搜や収集等、各活動を明確化するための基礎的な作業の継続が今後必要であると考えている。

寄稿⑦

ここ3年間の研究報告と課題

岩瀬真寿美（同朋大学）

まず、著書としては、共著『教育原理を組みなおす—変革の時代をこえて』（名古屋大学出版会、令和3年10月）の「第4章 道德教育の歴史と展望—寛容な在り方を目指して」（pp.68-84）として、まず道德思想の多様性を古代から近代にかけて概観し、次に日本の道德教育の歴史を明治から現代にかけて考察した。比較的な観点から、日本の道德教育をアメリカの道德理論の視点から検討し、自律的道德主体を超える在り方を示唆した。

次に、研究論文としては、（1）「十住心・十牛図の境涯に関する比較検討—道歌を媒介として—」（同朋大学佛教文化研究所『同朋大学佛教文化研究所紀要』40号、令和3年3月、37-49頁）では、十住心と十牛図という異なる宗派に依ってたつ表現を、道歌という仏教に限定されない表現を媒介として比較検討した。

（2）「道德教育と宗教的情操教育の関係性—西田哲学における「自己の発展完成」としての「善」概念からの示唆—」（同朋大学社会福祉学部『同朋福祉』第29号（通巻51号）令和4年1月、7-23頁）では、西田幾多郎の『善の研究』の「善」概念が「自己の発展完成」を意味することに着目し、その意味を道德教育的視点へと接続することを通して、西田の「善」概念の現代日本の道德教育への示唆を考察した。

（3）「競争・自己欺瞞・不安—現代日本における宗教からの逃走—」（日本仏教教育学会『日本仏教教育学研究』第30号、令和4年3月、127-143頁）では、競争と自己欺瞞の克服として、仏教教育の役割を検討した。宗教から逃走しているように見えても信仰心の根付くわが国の文化的土壌に、仏教教育の人間形成的意義を見出した。

最後に、最近の研究発表としては、「宗教教育と宗教科授業の意義と課題（1）—仏教系高等学校への質問紙調査から」（日本仏教教育学会第31回学術大会（オ

ンライン)、令和4年11月26日)を報告した。2022年8月から9月にかけて、我が国の仏教系高等学校における宗教教育と宗教科授業の意義と課題を明らかにするために、我が国の仏教系高等学校100校強を対象に「仏教系高等学校における宗教教育と宗教科授業」実態についての質問紙調査を実施している。実施の背景には、宗教科が他教科とは異なり、我が国では学習指導要領においてそのカリキュラムが定められておらず、各学校に一任されているものの、宗教の違いを超えた学校間、あるいは教員間の相互交流が活発でないと想定されること、それに伴い、宗教教育あるいは宗教科に共通する課題を明らかにする機会が少ないと考えられることなどの課題意識がある。質問紙調査は「宗教教育」と「宗教科授業」について問う内容とに分けて実施した。上述の研究発表では、協力いただいた30校弱の回答を整理することを通して、今後実施する聞き取り調査の予備的考察とした。

以上、ここ3年間、道徳教育や仏教教育を主軸に研究活動を実施してきたが、本研究会での学びを深めながら、仏教福祉と教育に関する研究テーマを追究することが今後の課題である。

寄稿⑧

3年間の研究活動報告

金田伊代（京都大学大学院 人間・環境学
研究科 博士後期課程）

筆者は神道と医療福祉を専門に研究を行っている。コロナ禍により、これまで参加していた研究会や学会等が延期やオンラインになったり、国内外の調査も制限されてしまったため、3年間は論文執筆を中心に研究活動を進めてきた。本研究会と関連のある内容について主なものを報告したい。

令和2年度は、日本宗教学会にて「神道におけるターミナルケアの構造」というタイトルで要旨の発表を行った。執筆中の博士論文の中心テーマであり、現

在論文として加筆している。また、『宗教と社会貢献』にて「高齢者施設内特別設置(特設)神社の意義と役割」というタイトルで論文を投稿し掲載された。これは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設といった高齢者施設で、お正月に初詣に行けない施設利用者のために職員が施設内に手作りで神社を作り、初詣を行っているという事例について検証したものである。

令和3年度は論文執筆や医療福祉施設を有する神社の調査を行い、令和4年度は『精神医学史研究』にて「阿波井島保養院創設者 神職 新開譽一」を投稿し掲載された。これは、本研究会NL第5号で報告し、平成29年度第1回の本研究会で口頭発表した「新開譽一と阿波井島保養院」を、先生方からいただいた質問や意見等を踏まえて加筆修正したものである。

『神道宗教』では「神道はなぜターミナルケアに携わってこなかったのか」というタイトルで論文を投稿し掲載された。これは、令和元年度第1回の本研究会で口頭発表し、先生方からコメントをいただいた「神道とターミナルケアの阻害要因」を加筆修正したものである。

また、施設内特設神社について、さらに研究を深めるためにその治療的意義を明らかにすることを目的として病院でアンケート調査を行うことにした。アンケート調査の実施にあたり倫理委員会の倫理審査の申請が必要になり、京都大学医学部医の倫理委員会に申請するために、倫理講習の受講や書類の作成、アンケートの制作、書類の修正等倫理審査に時間を費やした。承認され、現在はアンケート調査の実施と解析を進めている。

令和4年度は国内移動も規制が緩和されてきたため、少しずつ調査も再開した。近代日本精神医療史研究会の愛知県立大学教授橋本明先生からの誘いで、沖縄県に現存する私宅監置室の調査と京都岩倉の調査に同行し、日本の精神医療の歴史についてフィールドワークや関係者からの話を聞き、見識を深めた。

現在の関心は、「医学概論」という学問分野を創設し、同書を執筆した澤瀉久敬元大阪大学教授が伊勢の御師の家出身であり、著書に神道思想の影響が見られることから、調査研究を進めていきたいと考えている。また、今後も神道と医療福祉、特に終末期医療、精神医療、障害者、高齢者との関わりについて、調査研究を行っていく。さらに、「神道とターミナルケア」をテーマに、博士論文完成を目指して研究を進めていきたい。

寄稿⑨

(現在の研究活動報告) 地域福祉における文化資源の意義と可能性

大井智香子 (皇學館大学現代日本社会学部)

1. 研究の背景と意義

2014年にIFSW総会において採択されたソーシャルワーク専門職のグローバル定義に、新たに「多様性の尊重」「地域・民族固有の知を基盤とすること」が盛り込まれた。世界中のあらゆる地域・国・区域の先住民たちが継承し育んできた独自の価値観や知を尊重することにより、西洋中心主義を是正し、行き詰まりを見せている近代的原理のパラダイムシフトを提言している。それは、外部からの資本や資源を導入するのではなく、それぞれの地域の特色を活かし、その地域が内側から発展することにより持続可能な社会になるという内発的発展論にもつながる。グローバル定義の「地域・民族固有の知」や内発的発展論は、過疎地域の再生を考察するうえで、地域文化の尊重や存続、住民主体による持続可能な地域社会再生を意味するものと受け止めることができる。「地域・民族固有の知」は、極めて主観的な側面を有している。その意味と価値を普遍化することが難しい。その土地にとって、あるいはそこで住みくらしてきた人たちにとって固有の意味や価値を持つものであり、他の地域社会の人たちにとっては意味や価値が理解しづらいものかもしれない。

地域福祉における社会資源の意味づけは、いつのまにか非常に狭められ限定的なものになってしまっていないだろうか。サービス利用者にマッチングするサービス資源だけが社会資源ではないはずである。社会資源の開発は「形式的に何かをつくっても持続しない。なぜならば、そこには『納得できる理由がないから』である。社会資源を開発していくときに、この『意味づけ』が大切であることをワーカーたちは知っている。」(原田 2013 :7)¹のである。個人にとって、地域社会にとっての「意味」と「価値」がなければ、いくら法律に基づいて予算をかけて大掛かりなものをつくろうとも持続は難しい。関わる人たちにとって意味がなければ、それは社会資源とは成り得ない。社会サービスを支える基盤となる社会資源においても、社会資源が内包している意味や価値を意識して取り出し、存

続、保持させる取組まで含み込んだ研究と実践が必要なのではないか。

2. 研究の目的と方法

本研究は、地域社会において培われ、また地域社会を支えてきた生活文化に着目し、「文化資源」と捉え社会資源の中に位置づけ、地域固有の気候風土に根ざした地域福祉を構想することを目的とする。

社会資源のなかに生活文化を資源として位置づけ、ソーシャルワーク実践として可能とする理論が必要である。生活文化とは、人間が生きていくうえで必要とされる人、カネ、モノ、それらを活用する知識や技術、行為や組織、態度や儀礼など、すべてであるといつてよい。そして、それは今この瞬間や現代、一世代で終わるものではなく、世代を超えて積みかさねられ受け継がれていくものである。季節行事やそれにもなう様々な道具や設え、しぐさや振舞には意味があり、衣食住などの生活文化は、ある意味で様式化された季節行事や年間行事などに埋め込まれ、世代を越えて継承されてきた。さらに、それぞれの土地の気候風土に応じて柔軟にかたちを変えながら地域固有の生活文化や伝統を育んできた。生活文化と伝統は相互に入れ込み合って、食材、家具調度品、住居家屋、生活慣習、儀礼、冠婚葬祭などなど生活手段である生活資源を構成してきたといえる。地域で受け継がれた伝統とは、技術、建物・構造物、慣習や儀礼など歴史や物語を埋め込んだすべての社会資源を包含し、深く結びついていると考えられる。世代を越えて受け継がれ育まれてきた生活文化が担保となり、現代の生活文化を支える構造となっている。

信頼関係や慣習はその土地で培われた社会関係性や規範やしきたりがベースになっていないと成り立たない。文化資源は、現代社会における人間的つながりや社会関係の持続を担保するものであって、社会福祉制度や社会福祉実践、社会福祉のケア資源を支える基盤となるものでもある。生活ニーズと生活資源を結び付け充足させる行為が生活支援であるともいえる。そのような需給調整は基本的な生活支援や生活援助とはいえようが、生活文化や伝統をも含み込むことでニーズを有する個々人の生活の質(QOL)を高めるものになる。

世代を越えて受け継がれていく生活文化を「文化資源」と捉え社会資源の中に位置づけることで、地域福祉研究が従来とらえきれていなかった個々人や地域社

会固有の持つ「意味」や「価値」の再発見につながるものと考えている。その土地にとって、あるいはそこで住みくらししてきた人々にとって固有の意味や価値を持つ。世代を越えて受け継がれてきた風習や芸能を伝承することは、世代を越えたつながりと伝承する仲間たちの中に自己を見出すことであり、歴史や時間の積み重ねが矜持や自負を育む。文化資源は人々をエンパワーメントする力を有していると考えている。

なお、「文化資源」という用語は、文化を資源と捉え、保存や管理、活用しようとする意味でも用いられている²。他領域の「文化資源」との関連を考慮するならば「生活文化資源」とでもするべきなのかもしれないが、地域福祉においては「生活」も固有の重要な意味を持つ言葉である。現時点においては便宜的に「文化資源」という表現を用いていくこととする。

研究方法は、まず、先行研究における社会資源・文化的資源の概念整理を行なう。分析のための仮の概念装置として「文化資源」を構想し、事例分析を通して、地域福祉における文化資源の理論化を試みる。事例分析の対象は、「文化資源」概念構想のベースとなった筆者がこれまでに取り上げた事例³を基本としながら、「文化資源」理論化に示唆を与えるアプローチを織り込んでいられる実践を開拓する。

3. 現在の到達点と展望

世代を越えて受け継がれていく生活文化を「文化資源」と捉えるとは、具体的には、潜在化している文化資源を顕在化し資源として活用していくプロセスと仮定し、生活資源が生活文化として意味のある「文化資源」に変容していくプロセスを整理した。(大井智香子「文化資源を基盤とした地域福祉の再考～生活文化を手がかりに～」『新しい地域福祉の「かたち」をつくる～「福祉コミュニティ」概念に基づく政策・実践の統合(仮題)』2023年、ミネルヴァ書房より出版予定)

三重県伊賀市内阿保(あお)地区⁴では、阿保西部区町づくり会「笛吹の里」が中心となり、空き家となっていた民家を改修して高齢者サロン「いっぶくしてだぁ〜こ」を運営している。土曜日には地域の旬の野菜を使った「田楽定食」を、月に一度の日曜日には近くにある川上ダムをモチーフとした「ダムカレー」提供している。定食やランチを目当てに市外遠方から訪れる利用者も現れるなど、次第に高齢者のみでなく多様な人たちが立ち寄る拠点となっている。

毎週土曜日に販売している定食の田楽は、「西部地区に昔からあった豆腐屋さんがつくっていた田楽で、その豆腐屋さんは廃業してしまったが、豆腐屋さんのお嫁さんが田楽づくりを伝授してくれた」⁵ものだという。「いっぶくしてだぁ〜こ」という拠点があったからこそ復活することができた懐かしい味である。この場がなければ、かつて西部地区で食されていた田楽の味も、田楽を味わってきた記憶も、銘菓を手土産に行き来した記憶もその味も、廃れてしまったかもしれない。

2019年から販売を開始した和菓子は、閉店してしまっただ菓子の銘菓を復活させたものである。復活させた銘菓は、地元で古くから信仰を集めてきた大村神社の境内にある「要石」⁶をモチーフとしたもので、かつて地区の人々にとっては定番の手土産であったという。これらの実現には、伊賀市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーターのアドバイスを受けてファンディングの手法を取り入れ、地域社会の人たちの協力と参加を得ることができた(大井 2022:173-176)。「いっぶくしてだぁ〜こ」は、「5年以内に阿保西部地区でつながりのない高齢者をゼロにする」ことをインパクトゴールとして定め、そのゴールを達成するため「週5日サロンの開所」と「週1回定食の販売」活動に取り組んでいる。「いっぶくしてだぁ〜こ」で定食メニューを検討した際に「あの懐かしい田楽を定食として出せたら、近所の人たちが喜ぶのではないか」という発想となった理由、厨房を使って持ち帰りができる菓子の製造販売を検討した際に「懐かしい“要石”を復活できないか」という発想となった理由は、文化資源の顕在化プロセスとして説明が可能であると考えられる。

文化資源は、通常は日常生活のなかに溶け込み潜在化している(無意識状況)と考えられる。様々なきっかけで文化資源を意識化することで価値の再確認が始まり、価値や意識に変革が起こる。価値・意識と社会資源のあいだの交互作用により、固有性が発見され、承認・認知の段階を経ながら、活用や応用が可能なものとして顕在化すると構想している。文化資源が保存のみの対象となったり、継承されることなく消費の対象とされるだけになると、その文化資源は持続が困難となる。日常生活のなかに、あるいは時の流れとともに、埋もれ忘れられがちな文化資源が再認識され、その隠された価値に気づき、現代に新たなかたちで地域

住民が関わる時に、伝統や歴史の中での自分の位置や存在感を文化資源は与えるのだろう。文化資源は、人口流動化が進む現代を生きる我々がそれぞれの土地を守り生き抜いてきた先人たちとつながる接点となり、現代を生きる人たち相互の新たなつながりを構築する可能性を持っている。それぞれの暮らしの持続可能性を展望するとき、将来その土地や生活文化を受け継いでいくであろう子どもたちやまだ出会っていない未来の人たちとのつながりをも育むかもしれない。

この概念枠組みは、あくまで試論の段階である。現在は、そのプロセスを概念図としての提示に取り組んでいる。先行研究の整理、実践事例の分析を通して、今後さらなる精緻化に努めていきたい。

¹ 原田正樹 (2013) 「社会資源開発が求められる背景とコミュニティソーシャルワークの機能」コミュニティソーシャルワーク実践研究会 編著『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発—コミュニティソーシャルワーカーからのメッセージ』全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

² 例えば、文化資源学会設立趣意書には次のように説明されている。「文化資源とは、ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これを私たちは文化資料体と呼びます。文化資料体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼など、有形無形のものが含まれます。」『文化資源学会設立趣意書』(2002年6月12日採択)。また、「文化資源」を冠した専攻や講座もいくつかの大学に設置されている。例えば、東京大学大学院文化資源学研究室(文化資源学)、大阪市立大学大学院文学研究科文化資源学専修、金沢大学古代文明・文化資源学研究所、近畿大学文芸学部・大学院総合文化研究科文化資源学系、同志社大学文化情報学部文化資源学コースなど(2023年2月1日現在)。

³ 大井智香子 (2012) 「山間地域における葬儀の変化が地域社会にもたらす影響に関する一考察～飛騨地域における事例から～」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要』13、25-35頁、大井智香子 (2017) 「中山間地における高齢者の生活とコミュニティ持続に向けた取り組み」『日本福祉教育・ボランティア学習学会 研究紀要』29、59-65頁、

大井智香子 (2021) . 「社会福祉協議会が取り組む地域資源開発」『総合人間科学』7、75-85頁、大井智香子 (2022) 「住民組織化としてのファンドレイジングに関する一考察—三重県伊賀市阿保地区の事例を通して—」『総合人間科学』8、167-182頁など

⁴ 阿保地区は往古からの街道である初瀬街道 阿保宿(あおしゅく)のあった場所である。また、「いっぷくしてだあ〜こ」は、初瀬街道に面した民家を活用している。

⁵ 「空き家を活用して、地域のみなさんに憩いの場を『伊賀・いっぷくしてだあ〜こ』(ゲンキみえ)」三重テレビ『ゲンキみえ生き活きリポート』2017年10月29日放送(更新:2017年10月29日),<http://genki3.net/?p=99691> ゲンキ3(サン)ネット
この記事には、田楽づくりを伝授し「いっぷくしてだあ〜こ」で田楽づくりを担うご本人のコメントが掲載されている。

⁶ 大村神社の由緒によれば、「延喜式」(927年)の神名帳にも社名が記載され、主神である大村の神の御名は「古事記」や「日本書紀」にも記されているという。要石とは地震を起こす鯰を抑える役割の石のことで、要石と呼ばれる石は日本各地に存在している。阿保地区の大村神社も、地震除災の神さまとして信仰を集めている。『大村神社 HP』<https://www.jinja-net.jp/oomura-jinja/> (2021年12月6日閲覧)



大村神社境内の「要石社」(左奥)と「水かけ鯰」(手前)
平成27年10月11日撮影(櫻井治男)

戦前期における「皇室と社会事業」に関する 史的研究（修史事業）について

田浦雅徳（皇學館大学特命教授）

筆者は昨年の NL 第 15 号で昭和戦前期に宮内次官を務めた関屋貞三郎について触れたが、関屋が昭和 9 年 3 月に中央社会事業協会主催の中央講習会で行った講演の内容は、『皇室と社会事業』として出版されている。内容は本文 47 頁程度のものだが、前半が「奈良朝以前」、「奈良朝」、「平安朝」、後半が「明治以降」であり、近代の皇室と社会事業についてもかなりページを割いている。

関屋しか知り得ない話としては、大正時代の貞明皇后に関する話である。大正 11 年の宮内省の経費節減の際、皇后自ら「御手許」金についても節約するので、その案を出すよう宮内大臣に強くおっしゃった。大臣は恐懼したものの、折衷案として節約分を皇后大夫の大森鐘一が保管して貯蓄することになった。ところが昭和 5 年には「癩病予防救済事業」に用いたいという皇后の御沙汰があり、節約した貯蓄を利用して御下賜金として関連団体に賜ったという。天皇・皇后両陛下などに近侍してこうした「御仁慈」の実例を直接体験した関屋は退任後、皇室の「御仁慈」の語り部になっていく。

このときの講演の前半部分は歴史上にみる皇室の社会事業に関する話であった。関屋は自分が参考に使用した文献は辻善之助が編纂した『慈善救済史料』（昭和 7 年）と同氏の論文であると述べている。辻善之助は東京帝國大學文學部國史學科教授で仏教史をはじめ日本文化史研究の第一人者であった。その論文というのはおそらく『慈善救済史料』とほぼ同時に出版された「皇室と社会事業」（『皇室史の研究』東伏見宮蔵版、昭和 7 年）であろうと思われる。（後述）



辻善之助



『慈善救済史料』と「皇室と社会事業」

ところで当時、皇室と社会事業に関する史的研究（修史事業）は、一体どのようなものであったのだろうか。そこで本稿では戦前期における皇室も含めた社会事業全体に関する史的研究（修史事業）を概観することで、本研究会における今後の課題と展望を見出していきたいと思う。

史的研究（修史事業）に関わった機関やグループは主に以下のとおりである。

- ①内務省地方局あるいは社会局によるもの
- ②宗教学の学者によるもの
- ③歴史学の学者によるもの

以下、順番に見ていきたい。

- ①内務省地方局あるいは社会局によるもの

社会事業（この用語自体使用されるようになったのは大正 11 年の社会局設置の前ころから）に関わる国の行政機関はいうまでもなく内務省である。社会事業の当初の主管は地方局であり、社会局ができてからは同局へ移った。社会事業に関する史的研究に関して、最も早い時期にまとめられたのは内務省地方局が編纂した『民政史稿 賑恤救済篇』（大正 2 年）である。そのほか地方局は大正 4 年にかけて『民政史稿』「制治民政篇」上・下、「善行美蹟篇」「殖産經濟篇」「風尚民俗篇」「文教訓化編」上・下の計 8 巻を上梓した。

「賑恤救済篇」は初代・神武天皇から近世末期までの為政者（天皇、領主、将軍、諸藩等）、その他篤志家、救済事業実践者等による賑恤、救恤、救済などの事業を編年体で詳述したものである。特に皇室を中心としたものではないが、天皇親政時代はその主体は当然天皇を中心とした記述となっている。『民政史稿』作成を中心的に担ったのは、「近代日本に於ける地方自治の第一人者、また近代における救済行政、社会政策を学問的に体系化させ、その基礎を固めた人物」（藤本頼生『神道と社会事業の近代史』）として知られている井上友一である。井上は神社局長をつとめたが地方局府県課長も兼任しており、すでに明治 42 年には、「日本社会事業の古典」（吉田久一）といわれ、今日においても高く評価されている『救済制度要義』を出版し

ていた。その中でも垂仁天皇から後花園天皇まで、簡略ではあるが歴朝の救済事業を取り上げている。

井上友一にはそのころから皇室による社会事業に関心を抱いていたと思われる。明治44年に「皇室と救済事業」(『慈善』2-4)で皇室の救済事業についてエピソード的に取り上げている。同年内務省において開催された感化救済事業講習会では、

「私がモウ一つ我國の特長と考へます者は救済事業と我皇室の関係であります。日本は、中世には佛教儒教のお蔭に依り、又近くは基督教の輸入に依て、新文明を受けて段々慈善事業は進んで参つたのでありますしかしが、やはりわが併ながら根本は矢張我皇室より出で居ると思ひます」(「感化救済事業の要綱」『慈善』3-3、明治45年)

と話している。その考えは『民政史稿 賑恤救済篇』に十分反映されているといえよう。



『民政史稿 賑恤救済篇』

その後、内務省の官僚による社会事業あるいは皇室と社会事業に関する史的研究は、田子一民社会局長に引き継がれた。田子は『社会事業』(大正11年)、「皇室と社会事業の御奨励」(『心の跡』所収、大正12年)を著した。『社会事業』のなかで、田子は社会局長の立場にありながらも明治以来の政府による社会事業の不十分さに対して大きな不満を吐露している。曰く、「我が國は古來社會事業は、或は皇室の御仁慈により、

或は政府によつて行はれたものが尠くなかつた。然るに明治維新は、すべてのものを一掃した。殊に、人道主義、科學主義の社會事業は多く顧慮せられる所なく、英國の自由放任、自由競争の思想が強く影響したと見えて、僅かに、棄兒養育とか、極端に消極的な救貧法や、災害救護に関する法位で十分とした風であつた。これが爲めには世を憂ひ、人を愛する志士仁人は、忍び音に泣き、人には乞食扱ひにされて、慈善の名を以て事業を營んで來たものである。今日までの我が國の社會事業は全く志士仁人の民間の努力にまつたものである。」

むろん田子はことさら皇室の「御仁慈」を高く評価しようという意図があつたわけではない。実務担当者としての率直な感慨だつたと思われる。だからこそ、例として聖徳太子や光明皇后の施薬院、悲田院などの救済事業をとりあげ、皇室の「御仁慈」に対して次のような見方をする。

「かゝる場合に於かれても、外國の如く、皇室が民心収攬の爲めに行はれたものでなく、皇祖皇宗の立國の大精神、民をあはれませ給ふ御心よりせられたものである。其の中には佛教の慈悲の思想の影響を受けた事も、争はれない所であるが、それは民心収攬の目的主義によつたものでなく、眞に皇室の民を慈ませ給ふ大御心より發した實に美しくも尊くして、最も光輝ある事業であるといはなければならない。」(「皇室と社会事業の御奨励」)

天皇制慈恵主義(遠藤興一)という名のもとに、戦前期さらに遡って日本史上における皇室と社会事業の関わりをことさら軽視することは、かえって実態を見失わせる結果につながるであろうし、天皇や皇室の「御仁慈」そのものの存在を否定したり、見失つたりする必要もない。本研究会で進められている、「御仁慈」から何等かの具体的展開に至るプロセスとその結果としての様々な施設の実態を跡付けていくことは極めて重要だと思われる。



井上友一



田子一民



富田愛次郎

その後、昭和期に入ってから十数年間、内務省内で社会事業に関する史的見解は見られなかったが、太平洋戦争開始後の昭和17年に富田愛次郎が『日本社会事業の発達』を出版している。これは大正7年に設立された学術助成・啓蒙団体である財団法人啓明会の依頼によって出版されたものである。出版の背景について同会の事業報告では次のように説明している。

「近時世相の推移に随ひ、社会事業は益々要望せらるるに至れり。依て之に關する研究も愈必要を加へつつあるが、我が國に於ては未だ社会事業に關する適當なる著述乏しく遺憾とする所なり。富田氏は夙に内務省社会局に入り、永年社会部長の要職に居られし斯界の權威なり。依て本會は本事業を依頼せしに幸に快諾せられ、福山政一氏を助手とし、昭和八年七月以來著作に着手せらる。其後富田氏は三重縣及び廣島縣の知事、軍人援護會理事長を歴任、昭和十五年三月退職後、専ら本事業の進行に努められ、曩に脱稿、近く出版の運となれり。」

本書は「前編 日本社会事業の特質」、「中編 社会事業前史」、「後編 近代社会事業の発展」の3編に分かれ、前編では第二章に「皇室と社会事業」を設け、「歴代皇室の御仁慈」、「明治以降皇室と社会事業」の二節を設けている。中編は上古より徳川時代の社会事業について詳述し、後編では明治初期から太平洋戦争開戦期まで収めている。これまでの史的見解の成果も取り込んだ充実した叙述となっている。富田は何度も皇室と社会事業の關係について言及し、「惟ふに我國の社会事業が、古今を通じて光輝ある特異性を保ち、洵に甚大なる發展を遂げ得たる所以は、實に上は皇室の御仁慈と、下は我家族制度の力に因る。」と述べている。

②宗教学の学者によるもの

次の宗教学者による社会事業あるいは慈善救济事業に関する修史作業で、最も時期的に早いものは大正11年作成の『日本社会事業年表』である。同書は東

京府社会事業協會が同年開催の平和記念東京博覽會に出陳のため、その作製方を東京帝國大學文學部宗教学研究室に委嘱し、姉崎正治主管、矢吹慶輝立案指導の下に、同室調査掛等によって作成されたもので、谷山恵林もその編者の一人として関与した。谷山恵林はその後、昭和9年財団法人中央社会事業協會より、矢吹慶輝の指導の下に、本邦社会事業の年表作製方を委嘱され、『日本社会事業年表』をベースに苦心慘愴、徹底した史料博捜を行い、その結果、完成したのが、『日本社会事業大年表』（昭和11年、中央社会事業協會・社会事業研究所刊）である。神代より昭和7年まで編年体で（月ごとに）編まれているが、実に詳細を極めたものである。それ以前にはまとまったものがなかった明治以降の社会事業については、特筆すべき豊富な内容となっている。

谷山恵林はこの大年表の作成と並行して、『日本社会事業史』の作成にも従事していたが、不幸にも志半ばで昭和13年に歿したものの、その業績を惜しんだ昵懇の研究者らの手によって校閲が加えられ、昭和25年に刊行されている。同書は、谷山が『日本社会事業大年表』の編纂者として「日本における救恤、救济關係史料に広く渉り、その歴史的展開を跡づけ」、「そうした基礎的方法を駆使して、一著にまとめた」（宮城洋一郎『日本仏教救济事業史研究』）ものであった。谷山の業績は、姉崎正治が「日本社会事業の研究は、谷山君畢生の事業であつた」と高く評している。

谷山は『日本社会事業史』の「緒論」で次のように日本の社会事業を概観する。「さて然らば吾邦の社会事業は大体如何なる内容を有し、如何なる変遷をなしたか。もと吾邦は官尊民卑の傾向の強き民族性を有する。建国の当初に於て天孫を奉戴し、他は皆従属奉仕の位地に在り、君命一下直ちにこれを遵守するを常とした。勿論かかる場合君は必ず民を見ること慈母の赤子に於けるが如く、ひたすら幸あらむことを冀ひ少しも私し給はなかつたが、この



谷山恵林



『日本社会事業大年表』と『日本社会事業史』

精神はその後、皇室が直接政治の衝に当り給はざるときにも、なほ大体に於て政柄を握れる摂政関白、将軍、執権等の等しく抱くところとなり、上は下を愛し、下は上を敬し、上はほとんど凡ての場合下を導く者とされた。故に政治の中心たりし皇室を初め為政者は直に社会事業の方面に於ても最も有力なる実行者でつた。」

谷山もまた時代の子であったと言えればそれまでであるが、「民を見ること慈母の赤子に於けるが如く、ひたすら幸あらむことを冀ひ少しも私し給はなかつた」皇室の精神が、日本の為政者の社会事業の規範になったという指摘は傾聴に値しよう。日本史全体を通して詳細な史的研究を行った谷山ならではの見解であろう。

谷山恵林を指導してきた矢吹慶輝は、「日本の社会事業は古から今日まで、實に皇室の厚き思召しに出たものが頗る多かつた。そして大正時代に特にこの方面に聖意を注がせられた。大正時代に社会事業が急に面目を一新したのも、一は皇室の斯業に對する御奨励に俟つものが少なくなかつた。」(矢吹『思想の動向と仏教』昭和8年)

と述懐している。冒頭に紹介した関屋貞三郎の話に照らせば、宜なるかなである。

③歴史学の学者によるもの

学者によるもう一つの系統は、冒頭に紹介した『慈善救済史料』を編纂した辻善之助ら歴史学者によるものである。辻は大正8年に某慈善病院の委嘱をうけて慈善救済事業に関する史料の展覧を企画した。東京帝國大學文學部國史學科の研究者の協力を得て史料は集めたものの展覧そのものが中止されたという。それが十年の歳月を経て日の目をみて昭和7年に出版にこぎつけたのであった。同書は天皇の御代別に編年体で叙述されているが、その叙述方法は綱文(内容を簡単にまとめたもの)を示して、その典拠史料の原文を提示するもので、『日本書紀』や『孝明天皇紀』と同じ最も典型的な古来の歴史叙述形態である。天皇自身が主体になったものだけでなく、その治下で行われた、賑給、施薬、天変地異の災害、大赦、義倉・社倉などの慈善救済事業を収めている。典拠になったものは上記①、②いずれも同様であるが、中央、地方の公的史料のみならず私的史料など及ぶ限りの史料を蒐集して叙述の根拠としている。ただ『慈善救済史料』は綱文も文語体で、付属の典拠史料は原文のまま解説はなく、漢文の場合も読み下しは付していない。日本史の古文書の読解力がなければ一般にこれを通読することはか

なり困難であろう。

一方、『慈善救済史料』と同時期に出版された『皇室と社会事業』は、『慈善救済史料』の中でも主要なものだけを取り上げて、一般向けに現代文でわかりやすく説明したものである。ところで辻は『皇室と社会事業』において、社会事業の具体的行動に関して平安時代とくに仁明天皇以降は甚だ少なくなり、鎌倉以降はほぼ見られなくなるという。「皇室と人民とは、直接に相接する機会を得なかつた為である」。

だが辻が注目したのは、飢饉・疾疫が流行した時に、行われた祈りであった。後深草天皇の正嘉3年(1259)に飢饉・疾疫が流行した際には、諸國に仁王経を読経させ、飢饉・疾疫を祈禳(いのりはらうこと)し、二十二社に臨時奉幣使を發遣され、後嵯峨上皇が、大覚寺に安置された嵯峨天皇宸筆の般若心経を借り出し、書写して祈った例を挙げている。徳川幕府時代には天皇が和歌によって、折にふれて「人民に対する情愛」を發露したという。政治の衝に当らざるとき「御仁慈」の具体的展開はなかつたが、天皇による祈りの行動や和歌の表現を「御仁慈」の發露とみなし、社会事業の源泉が絶えなかつたことを辻は明らかにしようとしたのである。

これ以外には渡邊幾治郎も『日本社会問題史観』(大正13年)のなかで「皇室と社会事業」を記述している。また宮内省関係者では川西文夫(宮内書記官)が「皇室と社会事業」(『済生』昭和4年7月号)で近代の皇室による社会事業にふれている。その他にもいくつも関連の著書や論文がみられるがやや通俗的なものは省いた。

以上、簡単であるが、近代における皇室と社会事業に関する史的研究(修史事業)について紹介したが、今後その全体像を俯瞰しつつさらに深く掘り下げていくことが本研究会における自分なりの課題ではないかと考えている。



はじめに

昨年10月14日～17日に、本研究会の助成を受けて福島県に調査に赴いた。その調査概要は、本研究会NL第17号にて櫻井治男氏によって報告されている(出張報告「福島県郡山市、古殿町、南会津町の恩賜田・恩賜林を訪ねて」)。この報告で調査の鍵となるところが明示されているが、同行させて頂いた筆者は、この調査に関する事前の調べと調査中に現地の方々からご教示頂いた事項、さらに調査後に知り得た情報などを含めて、ここに報告していくこととする。

櫻井氏の報告のとおり今回の調査では、多くの方々のご助力を頂いた。筆者も関係各位に改めて深甚の謝意を申し上げる次第である。

1、本調査の目的

筆者は、本研究会発足以来明治期の災害と恩賜金をテーマに史料調査等を進めてきた。その中で平成28年(2016)の宮城県公文書館での調査から明治38年(1905)東北地方大凶作に関わる恩賜金の配付をめぐる問題に傾注しつつ各種の報告をおこない、本研究会NLや関連雑誌等に成果の一部を公表してきた。

こうした史料調査で絶えず疑問としたところは、恩賜金が配付された被災地ではどのように受け止められていたのか、また当該地の状況を実見すべきではないだろうかということであった。

今回の調査は、福島県における恩賜金配付をめぐる注目すべき問題のひとつである恩賜田、恩賜林について、現地での確認を試みようと考えたことによる。これらについては『明治三十八年 福島県凶作救済概要』(明治39年：国会図書館デジタルコレクション。以下『救済概要』)に「恩賜金ニ対スル記念ト報効」のために造成されたとする例として、安積郡三代村、南会津郡富田村、東白川郡竹貫村、岩瀬郡梓衝村、石城郡三坂・澤渡組合村など5ヵ所をあげている。筆者はこれらの例について、「明治38(1905)年東北地方大凶作と福島県一恩賜金の配付をめぐる問題点」(『東北社会福祉史研究』第38号、令和2(2020)年

3月、以下「拙稿」)にて若干の考察をおこなった。そもそも「恩賜」と冠するものは、皇室から下賜されたことを意味しているが、ここでは、いずれも被災地の村長および住民の側から提起されたことに特色があった。そこで今回の調査にあたって、対象となる地域の関連文献の収集、当該地の関係機関への問い合わせなども試み、調査へと踏み出したのであった。

こうした準備から、今回は①安積郡三代村、②梓衝村、竹貫村、③南会津郡富田村などでの現地踏査を試みることにした。前号の櫻井氏の報告にもあったように、三代村(現・郡山市湖南町)、竹貫村(現・石川郡古殿町)、富田村(現・南会津郡南会津町)にて、現地の方々からご説明を頂く機会に恵まれた。これらの成果をふまえながら、事後の調査で知り得た情報などを生かしながら、先述の各所について述べていくこととする。

2、安積郡三代村

三代村は、明治22年(1890)の町村制成立において、中野村と合併して箕輪村となり、同25年に同村が分離して中野村と三代村となるが翌年に赤津・福良・三代行政組合村となり、同30年にこれらの村が分離して三代村が独立することとなった。昭和30年(1955)に周辺の村々と合併して湖南村となり、同40年に郡山市と合併、現在は郡山市湖南町三代となっている(『猪苗代湖南の民俗』東京女子大学郷土調査団、郡山地方研究会昭和44年度共同調査報告、1970年、3頁参照)。こうした三代村の行政上の変遷から、事前の文献調査では『郡山市史』第四巻近代(上)(郡山市編発行、1969年)、第九巻資料(中)(1970年)、『郡山市史』別巻(郡山市編、郡山市史刊行会、1975年)などを手がかりに、民俗調査などの文献も収集した。

また、拙稿では、福島県庁文書「凶作関係書類」(明治39年；資料番号1537)に所載の「郡市長報告書類」に、三代村長窪小谷隼太から県への報告「恩賜田設置ノ状況報告」(明治39年4月14日)があり、そこでは恩賜金への報謝から恩賜田の造成を住民とともに進めるために、同村後沢にて開墾事業を行なう旨、報告

している。この報告から、先に記した『救済概要』にある恩賜田を裏付けていた。

こうした事前調査から、三代村にあっては、その近代化に尽力した人物として福島県県会議員、三代村長などを勤めた二瓶貞四郎の存在に気づかされ、それを継承した窪小谷隼太により恩賜田の造成につながったことが浮かび上がってきた。そこで、郡山市歴史資料館にも問い合わせて、関連の郷土誌などの閲覧をお願いした。

10月14日、同館で閲覧させていただいた三代村の郷土誌関連資料は以下の4冊であった。これらは、原本を複製して冊子にしたもので、それぞれの表紙は次のように記されている（縦書き）。

- 第一五五号 自明治三十一年 至明治三十六年
沿革誌 三代尋常小学校
第一八二号 明治三十七年以降 沿革誌稿 三代
小学校
大正四年十二月調 三代村誌抄 三代尋常小学校
（以下『三代村誌抄』と記す）
郷土誌（以下『郷土誌』と記す）

これら4冊の内、『郷土誌』は年次の記載がないものの、二瓶貞四郎の記述を含めて、相当長期にわたる年代を網羅している。管見の範囲であるが、明治初年頃から昭和初期頃までの事項をみることができる。

そこでまず、二瓶貞四郎に関わる事項を確認していく。二瓶は、嘉永2年（1849）に三代村肝煎りの家に生まれ、明治30年の三代村独立に際し村長となり、大正12年（1923）に没している（橋本武『猪苗代湖南民俗誌』猪苗代湖南民俗研究所、1969年、219～220頁）。その人物像については、穉羊生「猪湖畔の模範老農（二瓶貞四郎翁の事蹟）」・『農業世界』第5巻第2号（1910年）や福島県教育会編『福島県善行録』（西沢書店、1912年：国会図書館デジタルコレクション）に「安積郡三代村 二瓶貞四郎」（55～64頁）が掲載され、これらからその功績を知ることができる。また、『三代村誌抄』、『郷土誌』や後述する『三代村適産調』（明治35年：『郡山市史』第9巻所載）などから、その足跡をたどることができる。ここにその一端を述べてみる。

二瓶は、地域の青年たちに働きかけて明治12年「夜学会」を起こし（『福島県善行録』）、翌年には夜学校を組織、さらにこれを明治15年「農談話会」と改称して、明治24年に組織を改めて「報徳社」を結び、

勤儉貯蓄を実行する活動を広めていく（『三代村適産調』）。

また、明治12年に福島県が三代の山林を官有地に編入したことに對し、その引き戻しを行なうべく行政訴訟を展開していく。明治30年には引き戻しのための申請書を農商務大臣に提出するなどして、明治34年4月19日には村有とすることに成功した。この成功は、旧来の村落が保持してきた固有の財を取り戻すことで、住民に希望の灯火を点灯することでもあった。二瓶の「夜学会」をはじめとした活動は、人々の住民意識を高めていくための組織化活動でもあった。

こうした活動を生かすべく二瓶は、秋田県の老農・石川理紀之助を招いて三代村の地質や風土を調査した上で『三代村適産調』を完成させた。この書は、江戸時代に宿場町として隆盛しながら維新後に衰退を余儀なくされた三代村に、農業を通じた発展を図るため、科学的合理的な視点からの指針でもあった。

こうした功績により二瓶は、明治38年大凶作の影響の残る翌年2月26日に、三代村長として藍綬褒章を受章、4月1日には助役・窪小谷隼太とともに勲七等を授与されている（『三代村誌抄』）。なお、窪小谷隼太は三代村長として「三代村窮民救済方法」（4月6日付）を県に報告し、大凶作で疲弊した同村での救済策を全14條にわたって定めている（拙稿「史料紹介 福島県安積郡三代村 窮民救済方法」：本研究會 NL 第15号、2022年2月）。これらから、三代村長職は4月2日から6日までの間に二瓶から窪小谷へと引き継がれたことになる。したがって、先の「恩賜田設置ノ状況報告」（4月14日）とあわせてみると、窪小谷は村長就任後矢継ぎ早に二つの施策を県に報告したことになる。

次に、今回の調査の主たる目的である恩賜田についての聞き取りについて述べていく。この聞き取りは、令和4年10月15日（土）午前9時に、三代集会所にておこなわれた。三代地区の高井神社・鈴木友之宮司の呼びかけにより同地区の区長、副区長、同神社総代の方々にお集まり頂いた。そこで、鈴木宮司から三代地区の現況等についてご報告があった。同地区は磐梯山噴火の影響を受け農耕に適さない地質であったが、土地基盤整備事業を展開して、一定規模の農耕が可能な土地となったとのことであった。しかし、近年は人口減少が続き、若い世代が郡山市内へと流出しているという。

同地区後沢に造成された恩賜田について、鈴木宮司から、そのような話は聞いたことがあるとのこと。ま

た、総代の方からは、後沢には「ガクデン」（漢字の表記は不明の由）とよばれる地があったことを子どもの頃に聞いたことがあるとのこと。これらから、恩賜田と「ガクデン」とが何らかのつながりを有していると考えられ、恩賜田の記憶が地域の人々に受け継がれていたと推察できるのではないだろうか。

その後、鈴木宮司と総代の方のご案内で後沢に赴き、一帯を踏査してみた。『救済概要』では、「水害ノ為荒蕪ニ歸シタル約壹町歩ノ土地ヲ水田ニ復興シ之ヲ恩賜田」と称して「小学校基本財産ニ備フル」と記している。現状は、すでに水田耕作などの痕跡はみられないが、「恩賜田設置ノ状況報告」には「砂礫ヲ去リ土壤ヲ盛り田区ヲ作ル」とあるように、背後の丘陵と舟津川とに挟まれた地で、開墾に取り組んだ先人の事業を彷彿させるところがあった。（写真1）

続いて、三代集会所に隣接する正福寺境内に建つ石碑を調べることにした（写真2）。これは二瓶貞四郎の功績を顕彰する碑で、高さは目測で2m有余もある壮大なものである。残念ながらカビなどが広がり多くの文字の判読が難しいものであった。その中で碑文の末尾に「三代村長 窪小谷隼太 撰并書」と記されていることが確認できた。

これらにより、二瓶貞四郎による三代村における山林引き戻しと地域の青年層を巻き込んだ組織化により地域再生を果たし、維新後の困難な状況を克服してきたことが明らかとなった。こうした二瓶、窪小谷ら先人の努力から大凶作という苛酷な状況にあって、恩賜金への報恩の思いが結集して、恩賜田造成の事業が導かれたと推察できることであった。

3、岩瀬郡梓衝村

『救済概要』において岩瀬郡梓衝村（現・長沼市梓衝）での恩賜金への記念と報効としての造林について、次のように記している（同書6頁、句読点筆者）。

岩瀬郡梓衝村ニ於テハ、同村民有地ニ桐苗百本ヲ栽工、窮民救済基本財産ニ充ツルコトヲ決議シ、窮民一同之力栽培ニ従事シテ已ニ其ノ業ヲ終工（後略）。

このように記して、「窮民救済基本財産」に充てるために「桐苗百本」を植えたという。この点については、福島県庁文書「凶作関係」（明治39年：資料番号1535）に「明治三十九年 一種地第十四号 凶作関係



（写真1）三代地区後沢



（写真2）二瓶貞四郎顕彰碑

書類 四冊ノ内四 恩賜金管理処分 福島県」（以下「恩賜金管理処分」と記す）という簿冊が所載されているが、ここに岩瀬郡長から県知事宛の「岩瀬郡各町村ニ於ケル御下賜金給与状況」（明治39年4月13日）において、梓衝村での御下賜金交付に関しおよそ次のような報告がなされている。

同村では3月16日に御下賜金の交付式を挙行、そのさいの村長の演述で「思召ニ報シ奉ルカ為メ畑壺反歩ニ桐苗百本村費ヲ以テ植付ケ永ク記念トシテ忘却セザルコトノ計画」が告げられ、「給与者一同ハ其植付ノ期日ヲ待チ植栽ニ従事スヘキコトヲ誓ヒタリ」としたという。この報告に対し県第一部長から郡長に照会（「恩賜金下渡ノ件」4月17日付）があり、これに対し植栽の地は「民有」であり、「窮民救済ノ基本財産トナス目的」と回答している（4月24日）。

このような経緯が明らかにされ、記念として桐苗を植栽することと、これを「窮民救済ノ基本財産」とする点に特色が見られる。今回の調査では、梓衝村を代表する梓衝神社の踏査に留まったが、今後の資料収集が待たれるところである。

4、東白川郡竹貫村

竹貫村は、現在は石川郡古殿町の行政区域になっている。NL第17号の櫻井氏の報告のように、郡山市・熊野福藏神社伊藤智美宮司のご紹介により、同町・古

殿八幡神社の竹貫洋幸宮司のご案内を頂くことができた。

『救済概要』では、「東白川郡竹貫村ニ於テ八五十三戸ノ窮民相約シ各大字村社四社ノ境内ニ各自杉苗三株付至五株ヲ種植シ」（同書6頁）と記す。ここに「窮民相約シ」とあるように、自発的な杉苗の「種植」であることを示している。そのためか株数も3～5とあって、他の例と異なっている。

また「村社四社」について、竹貫宮司が兼務されている稲荷神社（古殿町竹貫）、伊波止和気神社（同町田口）、八幡神社（同町鎌田）、須受賈神社（同町仙石）にご案内いただいた。旧竹貫村にあってこれら4社を確認できたことは、大きな成果であった。いずれの神社も周囲を杉に囲まれ、被災者の方々が杉苗を持ち寄ったことが容易に理解できることであった（写真3）。



(写真3) 須受賈神社

5、石城郡三坂・澤渡組合村

三坂・澤渡組合村（現・いわき市）の恩賜林に関しては、山林面積が大部分を占める同地を通過するに留まり、踏査には至らなかった。ここではまず『救済概要』などに記されたところを2点あげておきたい（同書6頁）。

- 1) 石城郡三坂・澤渡組合村両村の共有地に「杉苗七万本ヲ植工小学校児童保護基本財産ニ充ツルコトヲ決議」
- 2) 「窮民一同ノ規約ヲ以テ両村内神社境内ニ各自拾株ノ植付ヲ実行」

この二つ事項をあげているが、石城郡長から県知事宛の「恩賜金給与済之儀二付報告」（明治39年5月2日付：「恩賜金管理処分」）には、「三坂組合村」の恩賜金交付にさいし、「恩賜金拝受者ハ 天恩ノ忝ナキヲ感泣シ永世忘却セサル為メ」に誓約をなしたとして二つの条文を記している。第一条で神社境内に「家族一人ニ付杉十ツ、及学齡児童保護基本トシテ杉二十本

以上植樹スルモノトス」とし、第二条で「救済委員」が本人の代わりに「助力ヲナスモノトス」としている。

こうして恩賜金による「天恩」を「永世忘却セサル為メ」に杉を植樹し、「小学校児童保護基本財産」あるいは「学齡児童保護基本」のために用いるとしたのであった。

6、南会津郡富田村

『救済概要』に富田村での恩賜林の記載があったが、そこでは、次のように記されている（同書6頁、句読点筆者）。

南会津郡富田村ニ於テ山林五町歩ノ地内ニ、新ニ杉苗貳千五百株ヲ栽工、之ヲ恩賜林ト称シ、小学校基本財産ニ充ツルノ目的ヲ以テ、窮民等一同農暇ヲ利用シ其植付ヲ了シタル（後略）。

このように記しているが、これを『郡市長報告書類』にて確認すると、南会津郡長から知事宛の文書（明治39年5月28日）で裏付けることができる。同文書では、『救済概要』と重なる文言も見られるが、次のように記されている（句読点筆者）。

本郡富田村ニ於テ、昨年凶作ノ御救恤トシテ配当ヲ受ケタル 御下賜金ヲ村内窮民五十二戸二分与セシニ、拝受ノ窮民等一同 聖意ノ優渥ナルニ感激シ、永久ノ紀念ト報効ノ心意ヲ以テ曾テ設置シタル学校林地ニ植樹ノ儀申出タルヲ以テ、村長ハ之ヲ認許シ、本月十七日一同相会シ杉苗貳千五百本ヲ植附タル。成木ノ上ハ、学校基本財産ニ寄附ノ事ニ決定シタル趣ニ有之候条此段及報告候也。

このように記されていることから、先の『救済概要』の記述とあわせると、富田村の恩賜林は、「窮民等一同」の申し出を得て、山林五町歩の地内に2500株の杉苗を植付け、小学校基本財産に充てる旨を述べている。

こうした点から、富田村における恩賜林は、学校林地に植樹し学校基本財産への寄附など、「学校」との関連から考えていくべきことが示されている。

そこで、『南郷村史』第1巻（南郷村史編さん委員会編、南郷村発行、1987年）および同第3巻（1983年）を手がかりに調べを進めた。

富田村は伊南川の流域沿いに集落を形成している。明治22年の町村制により伊南川を挟んで所在する和泉田村と界、下山、片貝等の村が合併して富田村が成立。小学校に関しては、明治8年に和泉田村と片貝村に小学校が開校したが、富田村となってからもこの二

つが存続していた。両校が伊南川の両側に設立されていたため、増水や冬期風雪などにより通行できないこともあって、名称の変遷や校地の変転などもあったが、昭和47年(1972)4月に二つが統合されるまで存続した(『南郷村史』第1巻、747～748頁)。

明治22年に合併するさいに、「各村戸数僅少資力薄弱ニシテ自治独立ノ目的ヲ達スルヲ得ス」と、その理由をあげている(「明治二十二年南会津郡合併町村調」：『南郷村史』第3巻、217頁)。この理由は、隣接の大宮村にも記されているが(同書215頁)、厳しい状況が当地一帯にあったようだ。その中で富田村が二つの小学校を維持していくことは、容易ではなかったと推察できる。恩賜金への報効として学校林地に植樹することで、基本財産とする考えは、こうした「資力薄弱」などの厳しさがあったからであろうか。

こうした人々の願いを「村長ハ之ヲ認許シ」とあって、村長の「認許」が鍵となっている。このときの村長は、目黒市三郎(1865～1916)で、町村制施行後の明治22年に富田村書記として勤務、同28年に村長となり、大正5年8月事故に遭遇して辞職、その直後に没した。この間、耕地整理、伊南川水害の村民救済など村治に尽力したという(『南郷村史』第1巻、837頁)。

この目黒村長のもとで杉苗を植付る恩賜林の事業が進められたと推察できる。そこで、杉苗を植付けた場がどこであったかを探ることにした。まず、富田村片貝に小学校があって、その背後の丘陵地に於賀美神社が鎮座し、広く山林が広がっていることに着目してみた。

こうした点について、南会津町教育委員会生涯学習課に問い合わせたところ、同課の齊藤成氏にご対応いただいた。恩賜林などについては不明ということであったが、旧富田村の小学校跡地や於賀美神社等についてご案内いただけるとのことであった。

前号の櫻井治男氏の報告にあるように、10月16日(日)に齊藤氏のご案内を頂き、奥会津博物館南郷館を見学した後、於賀美神社の境内を踏査した(写真4)。同社は「高雷神」を祭神とし、延宝3年(1675)3月熊野大権現と八幡神とをここに合祀熊野神社としたとし、「目通径五・〇五メートルの大杉有り」という(『南郷村史』第1巻803頁)。同社の周辺一帯は杉林で、「大杉」を確認できなかったが、樹齢100年と推察できる木々も見受けられた。また、鳥居には、「文化四丁卯歳五月吉日建」との銘を確認できた。境内から伊南川の流れと旧富田村一帯が眺望でき、同川が暴れ川で

あったとの齊藤氏のご説明があった。

於賀美神社の踏査から、「山林五町歩」の地での「杉苗式千五百本ヲ植附」という記事の内容からみて、当該社一帯での植樹の可能性が考えられるが、その確証を得るには、さらに今後も調査が必要ではないかとの思いを持つことであった。

その後に『南郷村史』を調べ直したところ、昭和9年(1934)の東北地方の大凶作にあって、旧富田村に「恩賜郷倉」が建てられていたことが判明。『南郷村史』第3巻の口絵には所在地を明記していないがこの建物の写真が掲載され(写真5)、同書に「昭和十年富田村恩賜郷倉」および「昭和十一年富田村郷倉条例」の史料が掲載され、「御下賜金」「県補助金」が各集落に配当され、10～5坪程度の郷倉が5ヵ所建てられ、「区域内住民」に利用すべき旨が定められていた(同書620～621頁)。

『南郷村史』第1巻では、これらの郷倉は昭和9年の大凶作のさいの「凶作対策事業」として建てられた備荒倉庫で、各大字に建設したとし、「恩賜郷倉」の看板の写真も掲載している(535～536頁)。

そこでこれらについて、齊藤氏に再度問い合わせたところ、次のようなご回答を頂いた。

- ・第3巻口絵の写真は、旧富田村界にあったものであるが、「恩賜」という言い伝えは聞いていない。
- ・この建物は、地区で共同購入したトラクターの置き場として利用され、管理は地区の方が担っており、1～2年前に解体したと記憶している。



(写真4) 於賀美神社境内



(写真5) 「恩賜郷倉」・『南郷村史』第3巻掲載

・口絵の写真では建物の前に円形状のものが二つ見えるが、これがトラクターの車輪であった。このようなことであった。そこでさらに「恩賜郷倉」に関するデータを集めることとした。まず、櫻井治男氏からの情報提供により、「福島県近代化遺産 市町村別一覧表」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/397116.pdf>)には、会津坂下町にある「粉倉」が建設当時「恩賜郷倉」との名称であり、現在は個人の所有となっているが、昭和9年頃の建設とのことであった。

これをさらに調べるべく『会津坂下町史』第3巻(会津坂下町史編さん委員会編、同町発行、2010年)を紐解くと、第一編第四章第二節第二項に「恩賜の郷倉」の見出しがあり、郷倉の写真を掲載した上で、昭和9年の大凶作に際して各集落に置かれたが、「次第に緊迫していく戦局と食糧事情によって実際に利用したのはせいぜい四、五年位」であったとする(353～354頁)。

こうしたデータをふまえて、管見の範囲ではあるが郷倉の先行研究を調べ、次の二つの論文を入手した。

菊地憲夫「岩手県南に残る恩賜郷倉の研究」・『民俗建築』第132号、2007年(以下「菊地論文」)

玉真之介「1934年の東北大凶作と郷倉の復興ー岩手県を対象地としてー」・『農業史研究』第47号、2013年(以下「玉論文」)

いずれも岩手県を対象としている。それは、昭和9年の大凶作で最も深刻な被害を出しているからである。この岩手県での事例を論じた研究から導かれるところは、次の点にある。

昭和9年9月に凶作が決定的になると「欠食児童」「娘の身売り」などの新聞報道が広がっていく。10月3日に東北6県の知事により「政府所有米ノ払下」などの申請がなされ、政府もこれに呼応していく。11月7日に御下賜金50万円が内務省に下されたことから、東北6県の町村に郷倉を設ける動きが促されていく。

この二つのながれが凶作対策として顕在化。前者は「凶作地ニ対スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ関スル法律」(昭和9年12月10日法律第52号)となり、後者は内務省社会局から「郷倉ノ設置並ニ奨励ニ関スル件依命通牒」(12月18日)となっていく。この通牒では、郷倉は「大体部落ヲ単位トシ市町村ヲシテ設置セシムルコト」としている。これによって、岩手県では御下賜金、国費などをもとに既設の郷倉140庫の改修と991庫の新設が計画されたという(「玉論文」)。こうした経緯から新設の郷倉は「恩賜郷倉」と称するようになったが、現存している郷倉からその規模や構

造なども明らかにされてきている(「菊地論文」)。また、内務省社会局『郷倉奨励建設計画概要』(1936年、国会図書館デジタルコレクション)により、御下賜金の通達から郷倉建設に向けての施策の概要が示されている。

これらの事項から、恩賜郷倉は、昭和9年大凶作の有効な対策として広く東北地方に設置されていくこととなった。周知の通り、この郷倉は古代以来の義倉・社倉を起源とする地域社会の備荒貯蓄の機能を有するものであった。これを昭和9年の大凶作対策として注目し、その設置場所を江戸時代の旧村の集落などに求め、地域共同体の相互扶助に基づく救済機能を活用していこうとしたと推察できる。

こうしたこれまでの研究から、旧富田村の「恩賜郷倉」も位置づけることが可能である。齊藤氏のご説明にあったように、この郷倉がその後、地区で共同購入したトラクターの置き場となっていたことから、地域社会で共同して利用するという機能を保持し続けたことになる。その反面、大凶作などの災害が発生しなくなってきたことなどで備荒貯蓄の役割を終えていた。

このような旧富田村での調査から、恩賜林、恩賜郷倉の所在地やその役割などさらに解明すべき課題が見出されることになった。

まとめ

令和4年10月調査で判明したところを可能な限り調べを深めてみた。不明な箇所が多かったことではあるが、当該地の方々のご協力、ご助言により恩賜田、恩賜林に関する手がかりに一定の光明が見出されたことであった。

それぞれの恩賜金への報効の意志が提示されていたが、そこに「学校基本財産」とするねらいが込められていた場合があった。小学校の維持・運営が各村の重要事項であり、そのための財務上の裏付けが必要であったことが明示されていた。

今後さらに資料を収集し、課題を整理して、恩賜金が果たした役割を明らかにしていきたいと考える。

【付記】今回の調査では、郡山市歴史資料館様、熊野福藏神社宮司・伊藤智美様、高井神社宮司・鈴木友之様、古殿八幡神社宮司・竹貫洋幸様、南会津町教育委員会・斎藤成様から格別のご助力、ご協力を賜り、また本研究会・櫻井治男氏より貴重な情報提供いただきました。ここに深甚の謝意を申し上げます。

中野一茂（現代日本社会学部准教授）

書籍紹介

2019年から国際共同研究の成果です。

書名 Military Social Work Around the Globe
(Military and Veterans Studies)日本語書名 世界のミリタリーソーシャルワーク
(軍事と退役軍人研究)出版社 Springer（出版社：ドイツ）；1st ed. 2023 版
(2022/12/16)

発売日：2022/12/16

言語：英語

ハードカバー：313 ページ

ISBN-10：3031144813

著者 Mary Ann Forgey（編集）、
Karen Green-Hurdle（編集）

その他／著者該当ページ

15 Current Status of Military Social Work in Japan
Kengo Tanaka and Kazushige Nakano p219-p228

内容紹介（日本語）

本書は、国際的な視点から軍の環境におけるソーシャルワーク実践の範囲に焦点を当てた初めての本であり、それゆえ、これまで文献の中で大きなギャップとなっていたものに対処するものである。世界中の軍人とその家族の重要な支援ニーズと、これらのニーズに応えるソーシャルワークの拡大した役割を考慮し、本書は現役の軍人とその家族に対する一般的なミリタリーソーシャルワーク（MilSW）の実践と、ユニークである、あるいは国を越えて移転できる可能性を持つ実践形態やアプローチについて、包括的にグローバルに理解できるようにしたものである。

紹介されている国

オーストラリア、カナダ、デンマーク、アイルランド、イギリス、イスラエル、オランダ、ニュージーランド、南アフリカ、アメリカ

本書の日本の自衛隊の項目についてタイトルで共著者として執筆。



アマゾンの紹介ページ

https://www.amazon.co.jp/Military-Social-Around-Veterans-Studies/dp/3031144813/ref=sr_1_1?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&criid=2P6RF6H2XW8W&keywords=Military+Social+Work+Around+the+Globe+%28Military+and+Veterans+Studies%29&qid=1672364812&prefix=military+social+work+around+the+globe+military+and+veterans+studies+%2Caps%2C168&sr=8-1

第2回研究会 開催概要

(1) 開催日時

令和5年2月21日(火) 13:30～16:00

方式：対面& Web 併用会場

対面会場 皇學館大学9号館5階(大会議室)

(2) 出席者 19名

会場参加／新田均、櫻井治男、田浦雅徳、

尾崎剛志、鵜沼憲晴、金田伊代

オンライン参加／池田久代、岩瀬真寿美、

板井正斉、榎本悠孝、大井智香子、岡本和真、

中野一茂、藤本頼生、冬月律、宮城洋一郎、

山路克文

韓国からのオンライン参加／金仁鎬、朴振緒

(3) 内容

13:30～ 開会の挨拶

新田 均 (研究会代表)

研究報告

13:40～ [講演Ⅰ]

「恩賜金」が朝鮮史に及ぼした影響に関する
研究史

金仁鎬 先生 (東義大学校人文学部教授)

*通訳

冬月 律 先生

((公財)モラロジー道德教育財団道德科
研究所 主任研究員)

14:30～ [講演Ⅱ]

恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究と
今後の展開

新田 均 先生

(皇學館大学現代日本社会学部教授
・同学部長)

～休憩～

15:15～

①フリートーク

テーマ：『皇室と福祉』研究会と『私』

12名の先生から発言いただきました。

②3か年のまとめと報告書について

事務担当者

15:55～ 開会の挨拶

尾崎先生退任のご挨拶



第2回研究会を終えて

櫻井 治男

研究会は、本年度が3か年にわたる篠田学術研究資金助成の最終年度にあたるところから、これまでの研究活動の振り返りと今後の活動へ向けての情報交換を主眼とする開催となった。年度末の学事業務等が重なるなか、対面及びZoomにより多くの参加を得て活発な意見交換が行われ有意義な会となった。

金仁鎬教授の〔講演Ⅰ〕は、冬月律氏の協力により日韓両語の発表資料が準備され、併せて逐次通訳により進行した。講演内容は、「恩賜金」が朝鮮史に与えた影響という観点から、(1)植民地支配体制と親日派形成における恩賜金の役割、(2)授産場事業とプロト工業化問題、(3)地方恩賜金の方向に関する研究、(4)現在の研究進捗状況の4側面について述べられた。「恩賜金」にかかる研究は金教授の勤務される東義大学校以外では行われておらず、また内容が微妙な問題に関わるところから、資料を踏まえた緻密な研究が進められているとのことであった。

特に(3)は、金教授を中心とする研究チーム(善于性恵・河薫・金イエスル各氏)による進展が見られるが、恩賜金の地方費化の実態に対する多面的な考察は資料不足により難しい点があることも指摘された。(4)に関しては①1930年代の官立簡易授産場の設置と運営に関する研究、②侵略戦争期の大都市(京城、平壤、釜山)の軍事援護授産場の研究、③独立運動陣営の恩賜金理解の研究状況について説明がなされた。質疑応答では、恩賜金が「救貧」ではなく「授産」への支出となっていること、地方行政における恩賜金支出の監査状況などが話題となった。

新田均教授の〔講演Ⅱ〕では、「皇室と福祉」研究の経緯を、篠田学術振興基金助成および科研費採択にかかる研究より振り返り、それぞれの成果についての確認がなされた。そして今後の研究展開として(1)「社会事業と政府・皇室・宗教の相互役割に関する研究：大正デモクラシー期を中心に」というテーマでの共同研究が篠田学術振興基金助成の採択(令和5年～7年度)を得ていること、(2)「皇室福祉」の現代日本社会学部における授業化、(3)研究プラットフォームの充実(海外を含む)が掲げられ、併せて新田教授が特に関心を寄せる(4)大麻研究と神道・皇室・福祉研究との連携模索についての説明がなされた。

その後、休憩を挿み、『皇室と福祉』研究会と『私』とのテーマで意見交換会が行われ、参加者がそれぞれ発言した。話題の中には「福祉」の意味概念への問いかけもあった。「3か年のまとめと報告書について」の件は、事務局担当の尾崎剛志氏より作成予定の報告書内容と予算執行の状況が報告された。

なお、閉会にあたり、新田代表よりメンバーへの感謝が述べられ、併せて3月で退任される尾崎氏へ感謝の花束が贈呈され終了した。



近現代日本における「皇室と福祉事業」に関する研究会ニューズレター
発行／皇學館大学 現代日本社会学部 新田均研究室
所在地／三重県伊勢市
■皇學館大学ホームページ 研究開発推進センター サイトにて公開
URL : <http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/center/seika.php>

13号よりISSN (ISSN日本センター)の申請を行い、オンライン不定期刊行物としてナンバーを表示しております。